

# コロナ特例貸付「運用見直し」その後も相次ぐ申請却下 生活困窮の実態に寄りそい、貸付の適用を 県生健会が要請 山本県議らも同席

新型コロナウイルス感染拡大の影響で収入が減った人を対象にした、無利子の特例貸付制度が、社



県社協への申し入れで訴える山本のぶひろ県議(中央)=1月28日

会福祉協議会を窓口として作られています。政府はこのほど、生活困窮がさらに深刻に拡大している実態を考慮して制度を拡充。「緊急小口資金」と「総合支援資金」合わせて最大200万円の借り入れが可能となりました。借り入れ申請者への対応として厚労省は、必要な貸付を迅速に支援することを最優先課題とし、償還能力を厳密に審査するのではなく、柔軟に貸し付けをおこなうよう、各地の社協に求めています。

## 理由の説明もなく 貸付申請を却下

ところが熊本県では、申請が却下される事態が依然として発生しています。却下の理由を本人が尋

ねても、「総合的判断」の一言で、何ら具体的な理由の説明もありません。  
こうした事態を受け、「熊本県生活と健康を守る会」（右田捷明会長）は熊本県と県社協それぞれに対し、制度の趣旨に沿って貸付の決定をおこなうよう求め、申し入れを行ないました。  
県社協に対する申し入れでは山本のぶひろ県議のほか、鎌田聡、西聖一、岩田智子各県議（立憲民主連合）も同席しました。  
申し入れでは、申請を却下された当事者の方々から「コロナで仕事が減り、急激に生活が苦しくなった。家賃が払えず、水道やガスも滞納が続いている」など、次々深刻な実態が語られました。  
山本のぶひろ県議は、コロナ禍だけでなく熊本地震、豪雨災害など複合的に困難が襲い掛かっているもとで、熊本県は他県にも増して寄り添った対応が求められていると強調し、厚労省からの通知の趣旨を生かし、柔軟な貸し付けをおこなうよう求めました。

## 中小自営業者の営業、生活と雇用守って 山本県議、県商団連とともに要請

熊本県商工団体連合会（松尾正会長）は1月27日、熊本県に対し、県の緊急事態宣言発出



中小業者への支援拡充を求め、熊本県に申し入れ

にあたっての要望を行ないました。要望では、時短要請協力金の増額と関連業者への支援、独自に事業者向け支援をおこなっている市町村への援助、申請手続きの簡素化・迅速化など求めています。

申し入れには山本のぶひろ県議も同席。事業者から直接寄せられた訴えなども紹介し、支援強化を求めました。

## コロナ禍の看護学生、学校に支援を 県民医連の要請に山本県議も同席



学生、養成校への支援等を求めて県に申し入れ

熊本県民主医療機関連合会（光永隆丸会長）は5日、看護学生と養成校に対する緊急支援等を求めて県に要望書を提出しました。民医連が学生に行なったアンケート調査で明らかになった学生の深刻な窮状も紹介され、県独自の支援拡充や国への要望が出されました。



# 12年間進まなかった「ダムによらない治水」 被害甚大化させた国・県の責任は重大

## 7・4豪雨災害は 「人災」そのもの

災害予見しながら、必要な対策とらず

国交省「ダム建設しないなら水害受忍を」  
局長

「ダムを建設しないことを選択すれば、流域住民に水害を受忍していただくざるを得ないことになる」――これは2008年、川辺川ダム建設「白紙撤回」を宣言する直前の蒲島知事に対し、当時の国交省九州地方整備局長が放った言葉です。ダム建設に固執する国交省は、それゆえダム以外治水に背を向け続けてきたのでしょうか。



大量の土砂が堆積している人吉市地区の球磨川

これまで繰り返し要望しても国は背を向けてきたのに  
ダム建設容認のとたん やると言い出した河川改修

国交省は、球磨川は「5〜10年に一度の洪水にも耐えられない」としながら、ダム以外治水を前提とした河川整備計画さえ作らず、放置してきました。ところが知事が川辺川ダム建設に方針転換し

「今年の梅雨が心配」「急いで土砂撤去して」の要望は切実

今こそダム以外治水 全力で追求せよ

山本のぶひろ県議らは1月21日、ダムによらない治水策を極限まで具体化するよう求める提言を発表しました。提言では、昨年7月の豪雨災害は国交省とそれに追隨した熊本県による「人災」であること、新たに建設が打ち出

コロナ対策で山本のぶひろ県議ら、緊急提案を県に提出

積極的検査、医療支援  
自粛にともなう補償の拡充を

山本のぶひろ県議らは1月21日、新型コロナウイルス感染症対策に関しての緊急要望を熊本県におこなひました（全文はHPで紹介）。  
要望では、①罰則と制裁の導入は感染症対策に逆行。撤回するよう国に要請を②無症状含めPCR検査



波村室長に緊急要請文を手渡す松岡勝・党県委員長と山本のぶひろ県議(左)=1月21日

拡大を③医療機関を守る支援拡充④事業所への十分な補償⑤生活困窮者への対応改善・支援拡充を求めています。コロナ対策関連の申し入れは昨年12月25日（写真右）以来、通算4回目となります。



### 無料法律相談会のお知らせ

日時 2月24日（水）13時30分から  
3月22日（月）13時30分から

場所 山本のぶひろ生活相談所  
（中央区渡鹿5丁目19-7）

弁護士 久保田紗和さん（熊本中央法律事務所）

事前の予約が必要です。お問合せは362-5181まで。